

会員一人ひとりの意見を適正に反映する、開かれた制度です。

総代会の仕組み

信用金庫と総代会制度

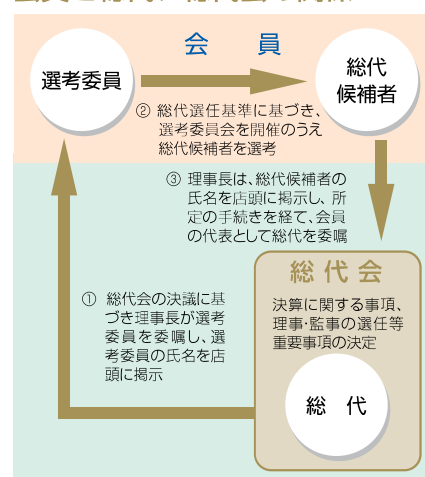
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数が多く総会を開催することは事実上不可能です。そこで当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫は、総代会に限定することなく、日常の事業活動やホームページ等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営力の向上に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

会員と総代、総代会の関係



総代の任期・定数

1. 総代の任期は3年です。
2. 総代の定数は100人以上130人以内で、当金庫の地区を5区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域毎に定められています。

なお、2023年6月30日現在の総代数は124人です（総代はすべて個人会員です）。

総代の選任区域及び定数（2023年6月30日現在）

選任区域	下記店舗の営業地域	総代定数
第1区	本店・中通・本通・畑・荒神・宮原・焼山・焼山南	26名
第2区	吉浦・天応・熊野・矢野駅前・広島・安芸・東雲・黒瀬・黒瀬西・西条・高屋・海田	31名
第3区	三城・海岸・警固屋・阿賀・倉橋・江能・音戸・小用	24名
第4区	広東・広北・広中央・仁方・郷原・川尻・下蒲刈	26名
第5区	安浦・竹原・忠海・三原・安芸津・大崎	23名

総代候補者の選考基準

1. 総代候補者は、改選時において満80歳未満の当金庫の会員とします。
2. 総代候補者の選考基準は次のとおりとします。
 - (1) 信用金庫事業及び当金庫経営に深い関心を持ち、総代として相応しい人格、見識を有している方
 - (2) 地域における信望が厚い方
 - (3) 当金庫の理念、使命をよく理解することができる方
 - (4) 総代会への出席等、総代として十分な活動が期待できる方
 - (5) 会員全体の利益の増進を図るため、総代会等の場で公正な判断等を行い、また、必要に応じ、事業及び経営への提言やチェックを行うことが可能な方
 - (6) 当金庫の発展に協力することができる方

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代選任基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
2. 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
3. 上記2により選考された総代候補者を会員が信任します（異議があれば申し立てできます）。

総代が選任されるまでの手続き

当金庫の地区を5区の選任区域に分け、選任区域毎に総代の定数を定めます。

1. 総代候補者選考委員の選任

- ① 総代会の決議により、選任区域毎に会員の中から理事長が選考委員を委嘱
② 選考委員の氏名を店頭に掲示

2. 総代候補者の選考

- ① 選考委員が総代候補者を選考 ② 理事長に報告
③ 総代候補者の氏名を、1週間以上店頭に掲示 ④ 左記掲示について、当金庫ホームページに公告

異議申出期間(公告後2週間以内)

3. 総代の選任

- ・ 会員から異議がない場合
または
- ・ 選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者

選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者

異議の申出があった総代候補者の数が選任区域の総代定数の1/2以上の場合

異議の申出があった総代候補者の数が選任区域の総代定数の1/2未満の場合

異議の申出があった総代候補者については、他の候補者を選考

異議の申出があった総代候補者については、欠員とします(選考を行いません)

(上記2.以下の手順を経て)

理事長が総代を委嘱

総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

第98期通常総代会の議事内容

第98期通常総代会(2023年6月14日開催)では、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

1. 報告事項

- (1) 2022年度業務報告、貸借対照表及び損益計算書について
(2) 監査報告
(3) 2023年度経営計画について

2. 決議事項

- 第1号議案 2022年度剰余金処分案の承認に関する件
第2号議案 会員の除名に関する件
第3号議案 従たる事務所の設置に伴う定款変更に関する件
第4号議案 総代選任基準の改定に関する件
第5号議案 理事及び監事の任期満了に伴う選任に関する件
第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件



総代会について

総代のお名前 (2023年6月30日現在)

選任区域	人数	お 名 前
第1区	25名	井上 英之(7)、畦 淳造(2)、遠藤 学(5)、大内 基康(2)、大江 樞仁(5)、大之木 捷太郎(2)、面迫 隆(1)、垣谷 広明(4)、加納 暉子(3)、神田 健治(1)、木戸 正博(7)、高祖 胤治(11)、神津 直(3)、小林 通匡(6)、小松 義人(2)、迫越 正彦(6)、武田 保介(2)、太刀掛 祐之(3)、得能 宏一(4)、仁井岡 武十郎(4)、新田 みさ(4)、畑中 義文(6)、番匠谷 和子(1)、平本 直樹(3)、舩田 正範(5)
第2区	30名	赤翼 剛(4)、吾郷 俊宏(1)、浅田 真一郎(2)、井川 隆訓(6)、今田 健一(6)、馬谷 充陽(3)、岡崎 磊造(3)、越智 勝(4)、河尻 毅(1)、木村 敏久(2)、木村 元洋(3)、鮫島 伸洋(3)、下中 利孝(6)、瀬良 明博(4)、武永 正則(4)、谷原 繁(2)、出木谷 学(6)、太呉 稔(4)、田代 博造(7)、津丸 周三(2)、中上 智(4)、中神 六也(4)、西名 寿也(3)、原田 仁司(7)、原田 省三(6)、藤田 酸(7)、部谷 利幸(1)、本藤 正明(2)、宮崎 宏輝(6)、山岡 信興(7)
第3区	22名	板岡 勁(4)、伊藤 富美雄(1)、伊原 直昭(5)、宇都宮 昭憲(2)、宇根 工輔(2)、岡崎 町子(6)、沖本 新良(6)、木村 多加二(2)、木村 敏久(2)、木村 元洋(3)、鮫島 伸洋(3)、下中 利孝(6)、瀬良 明博(4)、武永 正則(4)、谷原 繁(2)、出木谷 学(6)、長尾 正嗣(2)、濱本 陽平(2)、平澤 雅夫(2)、船木 芳郎(6)、松村 眞次(6)、水野 佳世子(2)
第4区	26名	荒谷 修(2)、有本 滋(8)、飯川 松義(7)、石原 圭詞(2)、宇都宮 公德(2)、岡村 和彦(2)、梶山 重雄(4)、加藤 守(11)、金原 美子(6)、木村 法蔵(8)、西藤 静清(3)、坂井 雅秀(4)、竹内 安子(5)、多田 正和(5)、土井 忠明(2)、畑 義幸(9)、花田 照吉(6)、早川 浩(2)、堀田 勝博(5)、堀川 智子(2)、松野 誠(5)、三宅 清登(2)、森田 徳仁(2)、山崎 正則(3)、脇 弘昭(5)、渡邊 憲三(4)
第5区	21名	岩崎 和仁(2)、小河 政彦(2)、亀山 博司(9)、桐山 達也(2)、小嶺 君生(4)、小村 朋孝(9)、新川 義貴(9)、末田 豊也(11)、柄 宣行(1)、中川 勝喜(1)、林田 浩秋(3)、平田 和也(1)、平田 清登(14)、本宮 克博(2)、三好 るみ(6)、水井 禮司(9)、本岡 正規(3)、元通 修宜(11)、森本 憲幸(5)、八崎 則男(11)、吉元 榮治(11)

(注) () は総代の就任回数

(五十音順、敬称略)

総代の属性等別構成比

職業別：法人役員102人(82%)、個人事業主18人(15%)、個人4人(3%)

年代別：80代9人(7%)、70代46人(37%)、60代37人(30%)、50代25人(20%)、40代7人(6%)

業種別：製造業31人(26%)、サービス業19人(16%)、卸・小売業24人(20%)、運輸業14人(12%)、建設業10人(8%)、不動産業9人(7%)、教育・学習支援業1人(1%)、医療・福祉9人(7%)、飲食・宿泊業2人(2%)、農業1人(1%)

(注) 業種別の構成比は、法人役員及び個人事業者に限ります。